

## EXPARO カード利用規約

### 第1条（目的）

1. 本規約は、株式会社シースクエア（以下「当社」という）が発行する「EXPARO カード」（以下「本プリペイドカード」という）に関し、当社が EXPARO のサービス規約に基づき EXPARO の会員として登録し、当社所定の方法により本人確認手続きが完了している個人に対して提供する第2条に定める内容のサービス（以下「本サービス」という）の利用条件を定めるものです。
2. 本規約に定めのない事項については、EXPARO のサービス規約、プライバシーポリシーによるものとし、当社が提供する EXPARO 送金サービス、EXPARO MX 両替サービス（以下、「送金サービス等」という）については、本規約とあわせて当該サービスの規約（以下本規約とあわせて「本規約等」といいます。）が適用されるものとします。また、当社が別途ウェブサイトを通して公開している各種方針も本規約等に含まれるものとします。
3. EXPARO の会員は、本規約等が適用されることを同意のうえ、本サービスを利用するものとします。

### 第2条（本サービス）

1. 本プリペイドカードは、当社が資金移動業者として提供する、資金決済に関する法律に規定されるサービスです。
2. 本プリペイドカードは、本プリペイドカードで利用可能な額（以下「カード残高」という）の全部または一部を、第5条に定める加盟店においてのみ利用することができます。
3. カード残高は、当社のサーバー内にて管理されます。会員は、当社の Web サイト（以下「EXPARO カード・サイト」という）にログインしてマイページトップからカード残高を確認できます。本プリペイドカードの購入後に、当社が定める所定の方法により追加でカード残高を加算（以下「チャージ」という）することができます。
4. 会員は同時に複数のプリペイドカードを利用することはできず、本プリペイドは、いずれか一つの EXPARO ID とのみ関連付けることができます。本プリペイドカードと関連付けられた EXPARO ID を解約された場合は、その時点で本プリペイドカードは失効するものとします。
5. 本プリペイドカードにおけるカード残高の上限額、1回あたりのチャージ上限額、1回あたり・一定期間における利用上限額は、当社 Web サイトでの表示その他当社所定の方法で表示します。
6. 本プリペイドカードは、決済用暗証番号のないものとなります。

### 第3条（本プリペイドカードの有効期限）

本プリペイドカードが利用できる有効期限（以下、「有効期限」という）は、当社が発行する物理的なカードの裏面に表示される月の末日までとし、有効期限が過ぎた時点で失効するものとします。

#### 第4条（ウォレット）

当社は、本サービスおよび送金サービス等における会員からの預り金（含、返金対象額）を当該会員の EXPARO ID に紐づく当社内の仮想口座（以下、「ウォレット」という）にて管理するものとします。ウォレットは、銀行預金ではなく、預金保険の対象外です。

#### 第5条（加盟店）

1. 会員は、本プリペイドカードを当社及び当社が加盟または提携する組織（以下「ブランド」という）と提携したクレジットカード会社の大韓国内の加盟店（以下「加盟店」という）において、本プリペイドカードを利用することができます。但し、会員は、本プリペイドの利用に際し、個人情報の窃取・悪用等の危険について十分注意するものとします。
2. 前項にかかわらず、反復継続的に料金が発生する加盟店、オンライン電子商取引加盟店等、一部利用できない加盟店が存在することを、会員は予め承諾するものとします。

#### 第6条（本プリペイドカードの申込）

1. 会員は、本プリペイドカードを EXPARO カード・サイトから申し込みます。申込後、本プリペイドの発行手数料をご本人の銀行口座から当社が EXPARO カード・サイトなどで案内している当社の決済用口座に振り込みます。なお、振込手数料は会員の負担となります。
2. 当社は、カード手数料の決済確認をもって、郵送にて本プリペイドカードをご登録の住所宛てに発送します。決済の確認に最大2営業日を要する場合があります。あらかじめ承諾するものとします。
3. 決済後、カードの発行をキャンセルすることはできません。
4. カードが当社に返送された際は、お電話にて住所を再度確認することがございます。なお、再発送手数料を請求させていただく場合がございます。

#### 第7条（本プリペイドカードのチャージおよびウォレットへの入金）

1. 本プリペイドカードのカード残高は、大韓民国の通貨であるウォン貨にて管理され、会員からの預り金を管理するウォレットの残高は日本国の通貨である日本円にて管理されます。カード残高はウォレットの残高からチャージすることができます。
2. 会員は EXPARO カード・サイトにログインして、ウォレットへの入金申込を行い、ご本人の銀行口座から当社が EXPARO カード・サイトなどで案内している当社の決済用口座に申込額を振り込むことにより、ウォレットの残高を加算させることができます。
3. 前項の振込にかかる振込手数料は会員の負担です。
4. 会員は、振込後ウォレットの残高への反映に最大2営業日を要する場合があります。あらかじめ承諾するものとします。
5. 会員は EXPARO カード・サイトにログインして、カード残高のチャージ申込を行い、ウォレット残高にある日本円を EXPARO カード・サイト上の表示レートにて韓国ウォンに両替し、その両替相当額をカード残高へチャージします。なお、当社の表示レートは、その時点において韓国 KEB ハナ銀行が告示する市場レート（TTM）に当社所定の海外取引関係事務処理費を加えたレートです。

## 第8条（本プリペイドの利用）

1. 会員は、加盟店で商品等の購入または提供を受ける際に、本プリペイドカードのカード残高の範囲内で代金の支払いに利用することができます。
2. 会員は、加盟店において商品の購入その他取引を行うに際し、本プリペイドカードを提示して、当社所定の方法により、本プリペイドカードを利用することができます。
3. 本プリペイドの利用に際しては、原則として、当社のモニタリングを必要とし、この場合、会員は、利用する取引や購入商品の種類、利用金額等により、当社が直接若しくは提携クレジットカード会社を経由して加盟店若しくは会員自身に対し、本プリペイドの利用状況等に関し照会を行うことを予め承諾するものとします。
4. 会員が本プリペイドを使用する場合には、当社所定の方法により、本プリペイドの利用可能残高から商品等の代金に相当する金額を差し引きます。
5. 会員は、システムの不具合等により本プリペイドを利用できない場合があり得ることを予め承諾するものとします。
6. 会員が未成年の場合、本プリペイド利用時に親権者の同意を得るものとします。

## 第9条（加盟店との紛議及び返金の取り扱い）

1. 会員は、本プリペイドカードにより加盟店から購入または提供を受けた商品等の瑕疵、欠陥、その他会員と加盟店との間に生じる取引上の一切の問題については、会員と加盟店との間で解決するものとします。
2. 当社は会員と加盟店との間に生じた問題について、責めを負わないものとします。
3. 本プリペイドカードの利用後、会員と加盟店との間における本プリペイドカードの利用の原因となる商品等の購入または提供に係る取引の無効が判明し、または、当該取引の取消または解除が行われ、本プリペイドカードのカード残高に対する返金処理等が行われた場合、返金処理等の対象となった金額（以下「返金対象額」という）は、当該取引が行われた日から最大で60日が経過する日までに、当社所定の方法で、本プリペイドカードのカード残高に加算されます。なお、返金処理がされたカード残高の当社から会員に対する返金は行われぬものとします。
4. 返金対象額をカード残高へ加算した後の金額が、カード残高の上限額を超える場合、当該超える部分（以下「溢れ額」という）のカード残高への加算は、本プリペイドカードの利用等により、当社がカード残高を減算した後、カード残高の上限額の範囲内で、当社所定の方法により行います。会員は、溢れ額が直ちにカード残高に加算されないことについて、了承するものとします。溢れ額が生じた場合、当社は、その時点で本プリペイドカードの会員が当社に登録している電子メールアドレスに対し、若しくはアプリケーション上に表示する方法によって、溢れ額の発生及び当該額を通知します。
5. 会員が電子メールアドレスを登録していない場合、登録された電子メールアドレスを最新のものに変更していない場合、または会員のメールシステムが作動しない等の事由により、前項に定める通知が正しく到着しなかった場合であっても、当社は責を負わないものとします。

#### **第 10 条（本プリペイドカードのカード残高・利用履歴・チャージ履歴の表示）**

1. 本プリペイドカードのカード残高は、EXPARO カード・サイト等当社所定の方法で確認できるものとします。
2. 本プリペイドカードの利用履歴は EXPARO カード・サイト等当社所定の方法で一定の範囲において確認することができます。なお、会員は、当社が会員に対する利用履歴開示のために、会員の本プリペイドカードの利用状況を加盟店に開示することがあることを予め了承するものとします。
3. 本プリペイドカードのチャージ履歴は EXPARO カード・サイト等当社所定の方法で一定の範囲において確認することができます。
4. 当社が EXPARO カード・サイトなどで案内する一定期間が経過した場合、本プリペイドカードの利用履歴は確認できないものとします。
5. 当社は、本プリペイドカードの利用及び本プリペイドカードへの返金処理等によるカード残高の減算・加算については、加盟店が当社に提供する情報に基づき行い、当社が加盟店からの情報の正確性を完全に保証するものではなく、当社は一切の責任を負わないことを、会員は予め承諾するものとします。加盟店から当社に対する返金処理の情報提供の遅れにより、本プリペイドカードへの返金処理によるカード残高の加算が遅れることがあることを、会員は予め承諾するものとします。

#### **第 11 条（ウォレットの残高・入出金履歴の表示）**

1. ウォレットの残高は、EXPARO カード・サイト等当社所定の方法で確認できるものとします。
2. ウォレットの入出金履歴は EXPARO カード・サイト等当社所定の方法で一定の範囲において確認することができます。
3. 当社が EXPARO カード・サイトなどで案内する一定期間が経過した場合、ウォレットの入出金履歴は確認できないものとします。

#### **第 12 条（カード残高の払戻、ウォレットからの出金）**

1. 会員は EXPARO カード・サイトにログインして、カード残高の払戻を申し込むことで、カード残高を EXPARO カード・サイト上の表示レートにて韓国ウォンから日本円に両替し、その両替相当額をウォレット残高へ払い戻します。なお、当社の表示レートは、その時点において韓国 KEB ハナ銀行が告示する市場レート（TTM）から当社所定の海外取引関係事務処理費を差し引いたレートです。
2. 本プリペイドカードのカード残高がある状態で、最後に加算・減算した日付から 14 日経過すると、システムが自動的にその日の表示レートを適用してカード残高をウォレット残高へ払い戻しますので予めご了承ください。
3. 会員は EXPARO カード・サイトにログインして、ウォレットからの出金申込を行い、予め登録したご本人の銀行口座に出金することができます。
4. 前項の当社銀行口座からの振込手数料は会員の負担です。なお、ウォレット出金額が当社銀行口座からの振込手数料を下回る場合においては、当社はお客様に返金を行わず、その資金を放棄していただくこととなりますので、ご注意ください。

5. 会員は、出金に最大2営業日を要する場合があります。あらかじめ承諾するものとします。
6. 当社が、ウォレット残高の出金を案内した時点から10年が経過し、再度の案内にも関わらず30日以内に入金しなかった場合は、ウォレット残高は消滅するものとします。なお、残高の消滅に伴い、会員に生じた不利益及び損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

### 第13条（交通カード機能）

1. 本プリペイドカード交通カード機能を搭載しています。
2. 本プリペイドカードの交通カードの利用については、EXPARO カード・サイト等当社所定の方法で案内するものとします。

### 第14条（本プリペイドカード番号等の管理）

1. 会員は、本プリペイドカード番号、ログイン用ID及びパスワード、登録メールアドレス、ICチップならびにカード基板（以下「本プリペイドカード番号等」という）を善良なる管理者の注意義務をもって管理・使用するものとし、本プリペイドカード番号等が使用されたことについて一切の責任を負うものとします。
2. 会員は、本プリペイドカード番号等を会員以外の第三者に使用させた場合、会員の義務として本規約等に定められている義務について当該第三者をして遵守させるものとし、当該第三者による本プリペイドカード番号等の使用及び本規約等の義務違反等に関する一切の責任を負うものとします。
3. カード基板の所有権は当社に帰属するものとします。
4. 本プリペイドカードは第三者に譲渡できません。
5. 当社は、カード基板の磁気不良及び毀損等の場合には、会員が当社所定の届けを提出し当社が適当と認めた場合に限り、物理的なカードを再発行します。

### 第15条（紛失・盗難等）

1. 本プリペイドカードまたは本プリペイドカード番号等が紛失・盗難・詐取・横領等その他の事由（以下まとめて「紛失・盗難等」という）により第三者に不正利用された場合であっても、会員は、その利用により発生するすべての債務について支払の責を負うものとします。
2. 会員は、本プリペイドカードまたは本プリペイドカード番号等が紛失・盗難等にあった場合、速やかにその旨を当社に通知し、最寄警察署に届出るものとします。当社への通知は、改めて文書で届出ていただく場合があります。ただし、本プリペイドカード番号等の紛失・盗難等については、当社への通知で足りるものとします。
3. 偽造カードの使用に係る債務については、会員は支払いの責を負わないものとします。この場合、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。
4. 前項にかかわらず、偽造カードの作出または使用について会員に故意または過失があるときは、その本プリペイドカードの偽造カードの使用に係る債務について会員が支払いの責を負うものとします。

5. 当社は、本プリペイドカードが第三者によって拾得される等当社が認識した事由に起因して不正利用の可能性があると判断した場合、当社の任意の判断で本プリペイドカードを無効化できるものとし、会員は予めこれを承諾するものとします。

## 第 16 条（不正利用等）

1. 前条第 1 項の規定にかかわらず、会員は、紛失・盗難等により他人に本プリペイドカードまたは本プリペイドカード番号等を不正利用された場合であって、前条第 2 項に従い警察および当社への通知及び届出がなされたとき以降（警察署への届出義務を負担しない場合には当社への通知が行われたとき以降）の不正利用にかかる損害の額に相当する金額のてん補を当社に対し請求することができます。
2. 前項に基づくてん補の請求があった場合において、当社が、会員の請求が真正かつ正確なものであることを確認のうえ、本条各項の内容を踏まえて当社が適当と判断したときは、本プリペイドカードのカード残高上限金額を限度として会員にてん補するものとします。
3. 前項にかかわらず、次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。
  - (1) 会員の故意または重大な過失に起因する損害
  - (2) 会員の家族・同居人・当社から送付した本プリペイドカードの受領の代理人による不正利用に起因する場合
  - (3) 当社所定の方法による本人確認手続きが完了していない場合
  - (4) 会員が本条第 4 項の義務を怠った場合
  - (5) 紛失・盗難等または被害状況の届けが虚偽であった場合
  - (6) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難等に起因する損害
  - (7) その他本規約に違反する使用に起因する損害
4. 会員は、損害のてん補を請求する場合において、当社が必要と判断した場合は、損害の発生を知った日から 30 日以内に当社が損害のてん補に必要と認める書類を当社に提出すると共に、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。
5. 会員は、本条第 1 項の紛失・盗難等に関して警察署その他から連絡を受けたときは、その旨を直ちに当社に通知し、当社と協力して損害の発生の防止に努めるものとします。
6. 会員は、当社から損害のてん補を受ける場合には、当該てん補の対象である不正利用に起因して会員が保有する一切の権利をてん補を受けた金額の限度で当社に移転し、移転に必要な手続き（対抗要件の具備を含みます）も履行するものとします。また、会員は、当該てん補を受けた後、当該てん補の対象である不正利用に関して、名目を問わず第三者から金員を受領した場合は、当該金員を当社に支払うものとします。
7. 会員は、前条第 2 項に従って当社に対して通知または届け出た事項、および第 4 項の書類に記載した事項を、当社が必要に応じて、当社が契約する損害保険会社に提供することを予め承諾するものとします。

### 第17条（利用の停止及びカード原板の破棄）

1. 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合（当社がこれらに準じると判断した場合を含む）、当該会員に提供する本プリペイドカードに関するサービスの全てを当該会員に対して通知することなく、一方的に停止することまたは第13条の本プリペイドカードへのチャージを認めないことができるものとします。
  - （1）会員が本規約等に定める規定に違反した場合
  - （2）当社が会員として不相当と判断した場合
  - （3）会員が死亡した場合または当社が死亡の連絡を受けた場合
2. 会員が届出た住所に、当社がカード原板を発送したにもかかわらず、カードが不着となり一定期間経過した場合、当社はカードを破棄することができるものとし、且つカード原板の再発行・交換・返金はしないものとします。

### 第18条（本サービスの中断・停止等）

次のいずれかに該当する場合、当社は予告をしてまたはやむをえない場合は予告なしに本プリペイドカードのサービスの全てあるいは一部の提供を中断・停止することができるものとします。

- （1） システムメンテナンス及び機能向上のための改修が必要と当社が判断した場合
- （2） コンピューターウイルス、不正アクセスまたはネットワークの障害等により、本プリペイドカード・サービスの提供が困難となった場合
- （3） 火災・停電等により、本サービスの提供が困難となった場合
- （4） 地震・洪水・戦争・暴動・労働争議等の不可抗力により、本サービスの提供が困難となった場合
- （5） その他、やむを得ない事情により本プリペイドカード・サービスの提供が困難であると当社が判断した場合

### 第19条（禁止事項）

会員は、理由の如何にかかわらず、以下の行為を行ってはならないものとします。

- （1） 当社指定の方法以外の方法により本プリペイドカード・本プリペイドカード番号等を利用する行為
- （2） 法令または公序良俗に違反する行為
- （3） 営利目的で利用する行為
- （4） 本プリペイドカードの購入、本プリペイドカード・本プリペイドカード番号等の取得・利用にあたり、当社に対して虚偽の情報（氏名、住所、電子メールアドレス等）の登録や同一人物による複数の利用者登録をする行為
- （5） 当社または他の会員、ならびにその他の者の利益を害する行為
- （6） 本プリペイドカードに搭載された IC チップおよびアプリケーション等につき、変造、偽造、複製、分解、解析等をする行為
- （7） 本プリペイドカードに係るシステムを損壊、解析または複製する行為

- (8) 営利・非営利を問わず、当社 Web サイト及びEXPARO カード・サイト（以下「本サイト」という）の全部または一部の複製、頒布、貸与、譲渡、公衆送信、送信可能化、上映
- (9) 本サイトの変更、修正、編集、切除その他の改変
- (10) 会員自身や他人のホームページにおける本サイトの全部または一部の掲載、配布その他の使用
- (11) 当社または第三者の特許権、商標権、著作権、その他の財産的または人格的な権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為
  - (12) 他人の ID、パスワード等を不正に使用する行為、及び自己の ID、パスワード等を他人に使用させる行為
- (13) 当社及び本サイトに係る権利者の名誉、人格または信用等を毀損する行為若しくは不利益を与える行為
- (14) 本サービスの運営を妨げる行為または誹謗する行為、信用等を毀損する行為
- (15) 犯罪行為、または犯罪行為を誘発するあるいは犯罪行為に結びつく恐れのある行為
- (16) 他の利用者、その他第三者に損害を与える行為、誹謗・中傷する行為
- (17) 当社に損害を与えるあるいは与える恐れのある行為
- (18) その他当社が不相当と認める行為

#### 第 20 条（損害賠償）

1. 会員が、本規約等に違反し当社に損害を与えた場合、会員は当社の損害を賠償するものとします。
2. 会員は、本プリペイドカード・本プリペイドカード番号等の利用に際し、本規約等違反、権利侵害、他の利用者若しくは第三者に被害や損害を与えた場合、自己の責任と費用で損害を賠償し、紛争を解決するものとし、当社にいかなる迷惑、損害を与えないものとします。

#### 第 21 条（通知）

1. 本プリペイドカード・本プリペイドカード番号等の取得・利用及び本規約等に基づく会員宛の諸通知は、当社所定の方法によってログイン用 ID に関連付けて当社に登録されている電子メールアドレス宛に送信すること、若しくは EXPARO カード・サイト上に表示する方法によって行い、当該送信時に通知の効果が生じるものとします。
2. 会員が電子メールアドレスを登録しない場合、登録された電子メールアドレスを最新のものに変更しない場合、または会員のメールシステムが作動しない等の事由により、通知が到着しなかったとしても、当社が前項に基づき送信した電子メールが通常到着する、若しくは EXPARO カード・サイト上に表示した時点で通知は有効になされたものとします。
3. 当社に対する通知は、別途指定される場合を除き、当社所定のメールアドレス宛に送信することによって行われるものとし、到着時に通知の効果が生じるものとします。

#### 第 22 条（届出事項の変更）

1. 当社に届出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、その他の項目（以下総称して

「届出事項」という)に変更が生じた場合、次項に定める場合を除き、会員は遅滞なく、当社所定の方法により変更事項を届出るものとします。

2. 前項の届出がなされていない場合でも、当社は、適法かつ適正な方法により取得した個人情報またはその他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、当該変更内容に係る前項の届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員は当社の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。
  3. 第1項の届出がないために、当社からの通知または送付書類その他の物が延着または不着となった場合には、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。但し、届出を行わなかったことについてやむを得ない事情があるときを除きます。第23条(規約の告知・変更)
1. 当社は会員の承諾を得ることなく、EXPARO カード・サイトにおいて変更後の規約または変更内容を当社所定の期間掲示すること、または当社が適当と判断する方法で変更後の規約または変更内容を会員に通知することにより本規約を変更できるものとします。また、法令の定めにより本規約を変更できる場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。
  2. 会員は、本規約の変更後相当期間の経過、または本プリペイドカードを利用した時点で、変更内容を承諾したものとします。

#### 第24条(業務委託)

会員は、当社が必要と認めた場合、本プリペイドカード・サービス運営の全部または一部を当社の提携会社に委託することを、予め承諾するものとします。

#### 第25条(合意裁判所)

会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地、商品等の購入地及び当社の本社・営業所所在地を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

#### 第26条(準拠法)

本規約の成立・効力・履行及び解釈に関する準拠法は、すべて日本法とします。

#### 第27条(相談窓口)

本プリペイドカードの発行及び利用に関する相談は、下記にご連絡ください。

<発行元>

株式会社シースクエア

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-36-7 新宿内野ビル II 2階